

高山市立小中学校の学期の見直しについて

1. これまでの取り組み

昨年度の市議会からの意見書で、「①見直しのプロセスにおいて、関係者（児童・生徒、保護者、教師、地域）の意見聴取や議論がなされず、十分な理解が得られていない。②前期・後期制の課題に対する検証が不十分であり、なおかつ、前期・後期制の取り組み内容についての詳細な説明がなされていない。」との指摘を受け、本年度4月から教育委員会と小・中学校が連携をして、更なる検証と協議を深めるため、市PTAの役員の方々を始めとする各種団体に対して、昨年度の経緯と学期制についての説明や意見聴取を行ってきた。

4月

- ・市PTA連合会（昨年度の経緯を説明）
- ・PTA／育友会総会（昨年度の経緯を説明）

5月

- ・「郡上市」の視察（小・中学校共に前期・後期制を実施している）
- ・「下呂市」の視察（中学校のみ前期・後期制を実施している）
- ・「京都市」の視察（再検討委員会を経て前期・後期制から新しい三期制にする）
- ・社会教育委員会定期総会（昨年度の経緯説明）

6月

- ・「岐阜市」の視察（学校独自で学期制を選択「本年度より前期・後期制導入」）
- ・「平塚市」の調査（再検討委員会を経て、前期・後期制を継続決定した）
- ・学校保健会総会（昨年度の経緯と現在の進捗状況説明）

7月

- ・市PTA連合会会長会（昨年度の保護者アンケートの結果を報告）
- ・全保護者への文書配布（上記アンケート結果についての報告文書を配布）
- ・全児童・生徒への説明（上記アンケート結果を基に、学期制について説明）

8月

- ・高山市子ども会育成連絡協議会（昨年度の経緯と本年度の進捗状況）
- ・児童、生徒会役員への前期・後期制（メリットとデメリット）の説明と意見聴取
- ・市PTA会長会にて、前期・後期制（メリットとデメリット）の説明と意見聴取
- ・まちづくり協議会（昨年度の経緯と本年度の進捗説明）
- ・県内他市町村の学期制に係る実態アンケート調査の実施

※ 随時 教育委員会、校長会、教頭会等で研究・協議など

視察（調査）結果

別紙1のとおり

2. 中間検証

別紙2のとおり

3. 今後の予定

これまでの協議と検証を通し、「高山市教育大綱」に定めるあるべき姿の実現と「次期学習指導要領」の推進のためには、子どもに向き合う機会と場面を十分に確保し、きめ細やかな指導・支援を充実させる必要があると考える。子どもたちの主体性を育み、「全ての子どもが安心して学び、なすべきことを自ら考え行動する力（生きる力）」を育むことができるように、今後とも保護者を始めとする地域の方々、市民の皆様の意見聴取を行いながら、更なる検証と協議を続けていく。

9月～10月

- ・社会教育委員会（これまでの進捗状況と保護者等との意見交換会開催について）
- ・総合教育会議（これまでの経過と今後の取り組みについて）
- ・保護者等との意見交換会（全保護者、学校評議員・子ども教育参画会議・まちづくり協議会等の代表者を対象に、各学校（支所地域については小中合同）を会場とした「前期・後期制のメリットとデメリットについての説明会」を実施し、保護者を始めとする地域の方々の不安や疑問について幅広く意見を聴取）

10月～11月

- ・市PTA連合会研修大会（前期・後期制にかかる進捗状況の説明）
- ・校長、教頭研修会（保護者等との意見交換会で出た不安や疑問について検討）
- ・町内会連絡協議会（前期・後期制にかかる進捗状況の説明と意見聴取）
- ・広報たかやまへの掲載と市民意見の募集
- ・まち協円卓会議（前期・後期制にかかる進捗状況の説明と意見聴取）

11月～12月

- ・定例教育委員会（意見についての対応と今後の方針について協議）
- ・各学校におけるPTA／育友会懇談会（その後の不安や疑問に対する回答）

※ 随時 校長会、教頭会における研究・協議

福祉文教委員会への報告・協議

学期制の見直しにかかる視察（調査）結果

別紙 1

視察先	検証内容
郡上市 小・中とも 前期・後期制 （全市一斉）	H16年度の合併に伴って前期・後期制を導入。郡上学（生き方教育）を進める上で、4月から指導・準備を進め、夏季休業中に交流（郡上盆踊りコンテストや東京都港区との交流事業）し、その事後にまとめを行うサイクルとして有効に活用している。主体性が身に付き学力も良好である。前期・後期制の課題は、特にない。
下呂市 中学校のみ 前期・後期制 （校長裁量）	H4年度文部科学省「教育課程」の研究指定校であった下呂中学校が全国に先駆けて実施。管理規則上、校長裁量で前期・後期制にできる。H29年度より全6中学校で採用。小学校は要望がないため、3学期制を継続している。教育委員会として、小学校も足並みを揃えたいと考えている。教育活動の精選、生徒会とリズムが合い有益である。
京都市 小・中とも前 期・後期制か ら新3期制へ	H15年度から、長期休業と学期制を校長裁量とした。長期休業に対する教職員の意識が変わり有効であったが、私学との兼ね合いもあり長期休業前の通知表に代わる副票等の作成や、短いサイクルで、きめ細かな保護者へのフィードバックの必要性が課題となった。
岐阜市 （岐阜小学校） 本年度より、 前期・後期制 を導入	本年度より前期・後期制を導入した岐阜小学校は、これまでの通知表作成に追われていた6月～7月に、職員が教室やグラウンドに出て子どもたちと遊ぶ姿が多く見られ信頼関係が向上した。結果、夏休み前の個別の懇談（高学年は三者懇談）で、普段の頑張っている様子を保護者に直接伝えることができ、児童の意欲向上につながった。
平塚市 市立幼保小中 全ての前期・ 後期制を継続	H17年度から前期・後期制を導入。7年間の実績を基に、再検討委員会で検証した。①学期の途中にある長期休業について学習の継続性を保つこと②通知表の回数が1回減ることへの不安解消③秋季休業日の設定等の課題はあるが、保護者アンケートの結果から時間数確保と長期休業前の教育相談等について肯定的な意見が多く継続を決定。
全体考察	前期・後期の導入により、 ＊確かに子どもに向き合う時間、授業時間の確保につながっている。 ＊児童会・生徒会・部活動等の取り組み期間と評価期間が合致することで、より丁寧で的確な指導・支援につながっている。 ＊普段の見届けの下、長期休業前の自己反省を基にした懇談会の充実は、子どもたちに自信をつけ主体性を伸ばすことに繋がっている。 ＊通知表の回数が減ることへの保護者の不安の解消、教育活動の精選を兼ねた校長のカリキュラムマネジメント能力の育成、前期と後期の間の秋季休業期間の設置等が課題であるが、対応が可能と考える。

学期制の見直しにかかる中間検証

1. 前期・後期制を導入した場合に得られる効果について

高山市として最も重視して考えなければならないことは、「高山市教育大綱」に定めるあるべき姿の実現と「次期学習指導要領」の推進であり、その点から考えた利点として下記のような効果が期待できる。

(1) 高山市教育大綱の推進

平成29年3月に策定した「教育大綱」に、「児童生徒が、豊かな心、健やかな体、確かな学力をともに養い、『生きる力』を身につけることができるようにします。」と掲げ、特に意識して進めるべき点として18項目のポイントを挙げた。

子どもと保護者との対話の機会と場面を増やし、学習習慣や生活習慣を整え、家族や地域の方々に見守られる中、全ての子どもたちに居場所を与え、「夢」と「誇り」を育てていくことは、今後の高山市の重要な施策の一つである。

前期・後期制を導入すれば、様々な課題を抱える家庭への個に応じた指導や助言を、「対話」をもって実施することが可能となる。学校・家庭・地域が願う子の姿を共有し、それぞれの課題を解決すべく、地域の力を学校や家庭へ、学校の力を家庭や地域へと双方向で発信してこそ、「持続可能な社会」と「発展的な高山市」を構築することにつながると考えている。

それは、今後のコミュニティスクール化にも期待される場所であり、学校運営協議会で得られた課題を個別懇談で広げたり、個別懇談で生じた課題を学校運営協議会にて話題にしたりするなど、社会全体が協働する「子どもの教育」の体制を構築する上でも前期・後期制の導入は有効であると考えている。

(2) 次期学習指導要領への対応

平成32年度から次期学習指導要領が全面実施される。主な改訂のポイントは以下の3点であり、今回の学期の見直しによって、より効果的な対応が可能と考える。

① 主体的・対話的で深い学びを進め「学びの質」の転換を図る

次期学習指導要領では、これまでの「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」に加え、「学びに向かう力、人間性等」が必要とされている。高山市教育委員会では、

1) 達成感（やった・できた）

2) 貢献感（皆の役に立った）

の視点から、「子どもたちに教え⇒任せ⇒見届け⇒認め励ます」評価サイクルを取り入れた教育活動を大切に、子どもたちに「夢」と「誇り」を育みたいと考えている。

前期・後期制を導入すれば評価の期間が長くなり、児童・生徒自らの「気づき」を大切にする「中間評価」を長期休業前に位置づけることができる。これまでの定着

状況を評価する「総括的評価」に加え、学習指導の途中において、学びのプロセスを評価する「形成的評価」をバランス良く位置づけられる利点があることは、学びの主体性を育む上で、大変有効な手立てと考えている。

② 授業時間の確保

現在小学校5～6年生で実施されている「外国語活動」が、小学校3～4年生へ前倒しされる。また、小学校5～6年生を対象に、新たに教科としての「外国語（英語）」の授業が週2時間（年間70時間）実施される。これに伴い、小学校3～6年生において、週に1時間（年間35時間）の授業が増えることになる。今後この時間を生み出すために、「教育課程の工夫」「教育活動の精選」を行う必要がある。

前期・後期制を導入すれば、これまで評価月間であった7月と12月に教育活動を充実することが可能となり、抜本的な教育課程の見直しを図ることができる。その他にも、長期休業に入る前日を終日授業にするなどの工夫も可能となる。こうした必要な時間確保を各学校の努力に任せることなく、全小中学校で実施できることは、合併以来高山市が大切にしてきた小中学校の「一体感」に基づく新しい高山市の教育を創造することにつながると考える。

③ 社会に開かれた教育課程

次期学習指導要領では、「子どもたちに求められる資質・能力とは何か」「何を学ぶのか」「どのように学ぶのか」「何ができるようになれば良いのか」を、社会と共有して連携する、「社会に開かれた教育課程」を重視している。

前期・後期制を導入すれば、7月と12月にゆとりが生まれ、長期休業前の懇談の充実だけでなく、地域と連携した長期休業中の活動も組み易くなり、学校・家庭・地域がより一層協働できるシステムを構築できる可能性が広がると考える。

(3) その他のメリット

「前期・後期制」には、上記以外にも下記のような「メリット＝魅力＝できること」がある。

- ① 通知表の評価（数値の上がり下がり）にとらわれず、保護者がゆとりをもって子どもに向き合うことができ、日常の子どもの頑張りを認め励ますことができるとともに、子どもが「意思決定」した長期休業の過ごし方に大人が耳を傾けられる等、自立への支援活動を充実させることができる。
- ② 学校行事の時期を柔軟に設定できるようになり、学校生活にゆとりを生み出すことができる。現在6月～7月は、1学期の反省、夏休みの計画、評定・評価、中体連（中）、水泳教室（小）、運動会・体育祭の取り組み（団結成や種目練習）などの過密な教育活動を同時に行っており、子どもたちにも教師にもゆとりがない現場状況にある。9月～10月も同様のことが言え、夏休みに生活習慣が崩れた児童・生徒が、運動会・体育祭の集団規律の中でストレスを抱え、引き続き陸上記録会、セカンドスクール、社会見学、合唱コンクール、教育研究発表会などで

集団性を問われ続けることになる。こうした年間の一時期に偏った教育活動を平準化し、年間を通して教育活動にゆとりをもたらすことが可能となる。

- ③ 小・中学校の「児童会・生徒会の委員会活動・クラブ活動・部活動・教科書(小)」の取り組み期間と、新しい評価期間が合致し、子どもたちの学校での生活リズムを整えることができる。
- ④ 長期休業が学期の途中に挟まれるため、長期休業中の取り組みを学期末の評価に反映することができる。これまでは、夏休みや冬休みは「休暇」が目的であった。前期・後期制が導入されれば、長期休業期間は学期に含まれるため、「挑戦の場」「学び直しの場」と位置付けられ、教師も児童・生徒も大きくこれまでの認識を変えることができる。

2. 「前期・後期制」を導入することで予想される課題とその対応

前期・後期制には、メリット（魅力）があればデメリット（課題）もある。昨年度のアンケートを基に、保護者が感じている不安について、下記の通り対応を考えており、保護者への説明を行う予定である。

(1) 通知表をもらう時期や回数が三学期制とは異なる。

通知表は、「励まし」の目的をもって文書で間接的に伝える子どもの姿である。しかし、どうしても数値で表される評価に一喜一憂しがちであり、通知表の内容から抜け出せない面が見られる。前期・後期制になると、保護者との二者懇談や本人を交えた三者懇談が学校の工夫で充実される。通知表が無いからこそ、ふだんの姿をより良く保護者に直接伝えることができる良さがある。今、最も大切とされる「対話」をもって、保護者の相談に乗ることができ、「いじめ」「不登校」の未然防止にもつながると考えている。

(2) 通知表を基にした、長期休業の目標設定（教科の弱点強化等）がしづらくなる。

子どもたちは、前期と後期のそれぞれに対し、生活面と学習面の目標を立てる。長期休業期間は、その計画を主体的・計画的に「挑戦」「実践」する場として位置付ける。よって、長期休業前の子どもの教育相談や、保護者との二者懇談、又は三者懇談を通して、本人の「自己評価」を大切に、夏休みや冬休みの学習目標の具体的な設定を行う。これまでの通知表の数値に左右されない、子ども本人の夢や願いの達成に向けた意思決定と努力の継続がなされるための見届け、価値づけを始めとする指導・支援が大切と考えている。

(3) 前期・後期の間に長期休業をとることが難しく、気持ちをリセットし難い面がある。

前期・後期制になると、土日と「体育の日」を合わせた3日間が、前期と後期の間の休みとなる見通しであるが、児童会や生徒会、学級の組織（係活動・班・席）が変わるので、学校生活のリズムとも合い、心機一転した気持ちで生活できると期待している。逆に、間が短いからこそ、前期の学級や生活の反省を、しっかりと後期に活かすことができる良さがある。

(4) 学期の途中に長期休業が入り、学校生活の課題意識を継続し難しい面がある。

前期の途中に夏休み、後期の途中に冬休みが入るが、前期と後期の授業日数は約100日ずつになり、長期休業前の懇談を入れると、とてもバランスの良いリズムとなる。長期休業が、「休暇」ではなく「学期」に含まれるという点で、「学び直し」や「探求的な学習」に意欲的に取り組み、その成果を学期末の評価対象とすることができる。その良さを活かすために、懇談を充実することで課題意識を持続させ、地道な努力ができるような指導・支援を心がけたいと考えている。

(5) 学期が長くなり、小学校低学年や中学年において目標に向けた意識を継続しにくい面がある。

小学校低学年の子どもたちには、短いサイクルの評価の方が分かり易く力がつくと言えるが、その視点から言えば、3学期制でも期間が長すぎ、決して適切な期間ではない。事実、多くの小学校では、学年の発達段階い合わせ、1週間～2ヶ月単位で目標を定め、丁寧な評価活動を行っている。

前期・後期制になれば、現在の短・中期の目標設定に長期のスパンでの目標が加味され、長期休業前の「自己評価(中間評価)」を基にした成長支援が可能となる。

3. 長期休業の見直し、土曜授業、行事の見直し、事務改善等について

(1) 長期休業の見直しについて

高山市の夏季休業日は、7月21日～8月25日であり、中体連大会地区・東海・全国大会や各種コンクール等と日程が重なっていることに配慮している。冬季休業日は、12月27日～翌年1月10日まであり、降雪時における登下校の安全確保を図っている。学年末学年始め休業日については、日本一広い面積を有する高山市において、職員の人事異動は他市に比べて多い状況にあり、新しい職員の受け入れと新体制の立ち上げ、新年度の準備を考えると現行の期間が適切と考えている。

しかし、学校教育法施行令の改正(施行)の状況によっては、「体験的学習活動等休業日」を位置づけるよう努めなければならないため、夏季休業期間と冬季休業期間について再度検討を要する。

(2) 土曜授業の実施について

本件については、平成26年度と27年度の2年間、可能な学校において実施を促した経緯があるが、下記の点が課題となり定着しなかった。

- ① 小学校では、子ども土曜教室やスポーツ少年団、中学校では各種大会やコンクール等に多くの児童・生徒が参加しており、授業日扱いで土曜授業を実施しても欠席が非常に多く授業を進めることができなかった。
- ② 職員の勤務体制により、土曜勤務の場合は実施日の前8週・後16週以内に代休を取得しなくてはならない。平日の授業日に代休を取得できる職員はおらず、

長期休業日に代休を入れたくても会議や出張のために取得できないままとなる場合が多い。

- ③ 小学校では、土曜日において拠点方式の放課後児童クラブが開かれている。保護者の勤務の関係で、多くの保護者が校区外の放課後拠点校児童クラブへ、子どもを終日あずけているが、土曜授業を開催すると給食の関係で半日であるため、拠点校でない学校の子供達の場合は、昼から保護者が拠点校まで送迎をしなければならない。

(3) 行事の見直しについて

平成23・24年度の現行学習指導要領への改訂により、「ゆとりと充実」から「確かな学力の向上」へと重点がシフトされた際、授業時間が大幅に増加したため全ての学校において行事の精選を行った経緯がある。これ以上の精選は、評価月間である7月と12月における教育活動の再構成を図らない限り、大変厳しい状況にあり、いずれの学校も時間の確保に苦慮している状況にある。

その様な中、「熱中症対策と学級・学年集団の健全育成」に力を注ぐために、本年度から運動会を6月に実施をした小学校が2校あるが、その成果と課題について下記の報告を得た。

<成果>

- ・夏季休業を挟まない為に、運動会の取り組み時間を削減できた。(約6時間)
- ・天候に恵まれ、熱中症対策について配慮する必要がなく安心して実施できた。
- ・最上級生が、早期から自覚をもってリーダーシップを発揮できる絶好の機会となった。(リーダー育成が進んだ)
- ・複数の保育園や幼稚園から集まる1年生の子供たちのバラバラ感のある意識が、「〇〇小っ子」としての所属感が高まり、愛校心を育むことができた。

<課題>

- ・運動会の取り組みに時間を要し、1学期の教育課程に積み残しが生じた。その分、余裕のできた秋に授業を進めるので問題はないが、夏季休業期間に学び直しの機会の保証がなされなかったことは、今後の課題となった。
- ・春の遠足を実施する余裕がなかった。(秋の遠足に変更)
- ・家庭訪問を実施する余裕がなかった。(夏季休業中に実施)

実施の目的は達成され大きな成果を挙げたものの、上記の問題が新たに生まれ、今後の取り組みに課題を残した。前期・後期制の導入は、抜本的に教育活動を見直すことが可能となり、教育課程も再編成するために学習の積み残しが生じることは

なく、校長が安心してカリキュラムをマネージメントできる良さがある。そして、保護者や地域と協働した「社会に開かれた教育課程」を創造する良い機会になると考えている。

(4) 事務の改善について

高山市では、毎年「多忙化解消推進校」を指定して、スリム化に向けての取り組みを続けており、その実践に向けて学校間の交流を行っている。本年度6月、新たに策定された「岐阜県教職員働き方改革2017」を受け、全県下における実践校の事例報告も周知されているところである。現在、全ての学校において更なる改善を試みている。